

基本目標2 困難な状況にある方への支援に男女共同参画の視点から取り組みます

施策2-1
暴力根絶に向けた意識づくり

現状・課題

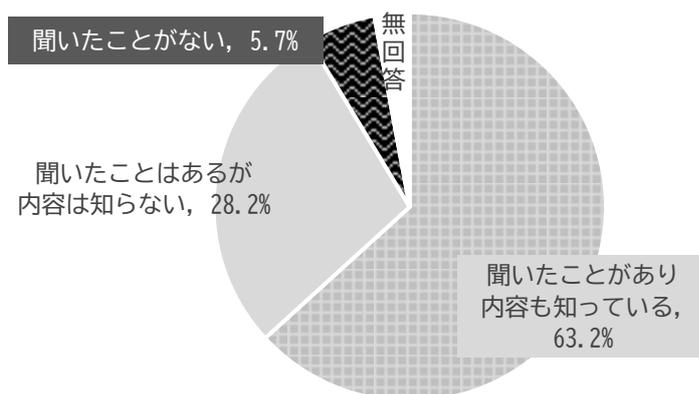


○「DV防止法」の内容は一定の周知が図られているものの、一層の浸透が求められます。

アンケート調査の結果によると、「DV防止法」について「聞いたことがあり内容も知っている」割合は町全体で63.2%と、一定の周知が図られています。

一方で、国の第5次男女共同参画基本計画の第5分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」においては、「暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、女性に対する暴力根絶には、社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせない」と基本認識されており、意識づくりを通してあらゆる暴力の根絶に向けて取り組むことが求められています。

「DV防止法」の認知度



具体的取組

・重大な人権侵害である家庭内暴力や児童虐待等のあらゆる暴力を未然に防ぐため、法制度の周知や暴力を許さない意識の浸透に向けた啓発に努めます。

取組名	取組内容	担当課
ドメスティック・バイオレンスの根絶及びストーカー防止に関する啓発	ドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人等の親密な関係者間での暴力）やストーカーは犯罪であるという意識の浸透を図るため、広報とねや町公式ホームページ等を通じて、啓発活動を行います。	福祉課 政策企画課
セクシュアル・ハラスメント根絶に関する啓発	職場や地域社会等におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する情報を町公式ホームページ等で提供し、根絶に向けた啓発活動を実施します。	政策企画課
児童虐待の防止等に関する啓発	子どもの人権や児童虐待防止に向けた啓発を行います。	子育て支援課

〇〇 コラム DVの特徴（広報とね※ 令和6年2月号より抜粋） 〇〇



男女共同参画ってなあに？ Part 118

見えにくい被害～精神的な暴力について～

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは「親密な関係にあるパートナーからの暴力」のことを指します。DVというと、殴る・蹴るといった「身体的暴力」をイメージすることが多いかもしれませんが、例えば…

- ・外出しようとする怒鳴る
- ・「誰のおかげで生活できるんだ」とののしる
- ・人前でバカにする
- ・話しかけても無視する など

このような言葉や態度で相手を追い詰める行為（精神的暴力）によって、心身に有害な影響を与えることも「DV」です。

DVにはサイクルがある

あなたはパートナーを「暴力さえなければ、本当は優しい人」と思うことはありませんか。
DVには、一般的にサイクルがあるとされています。



※広報とねのコラム「男女共同参画ってなあに？」にて毎月男女共同参画に関する内容を連載しています。

基本目標2 困難な状況にある方への支援に男女共同参画の視点から取り組みます

施策2-2
暴力の被害に対する支援体制の整備

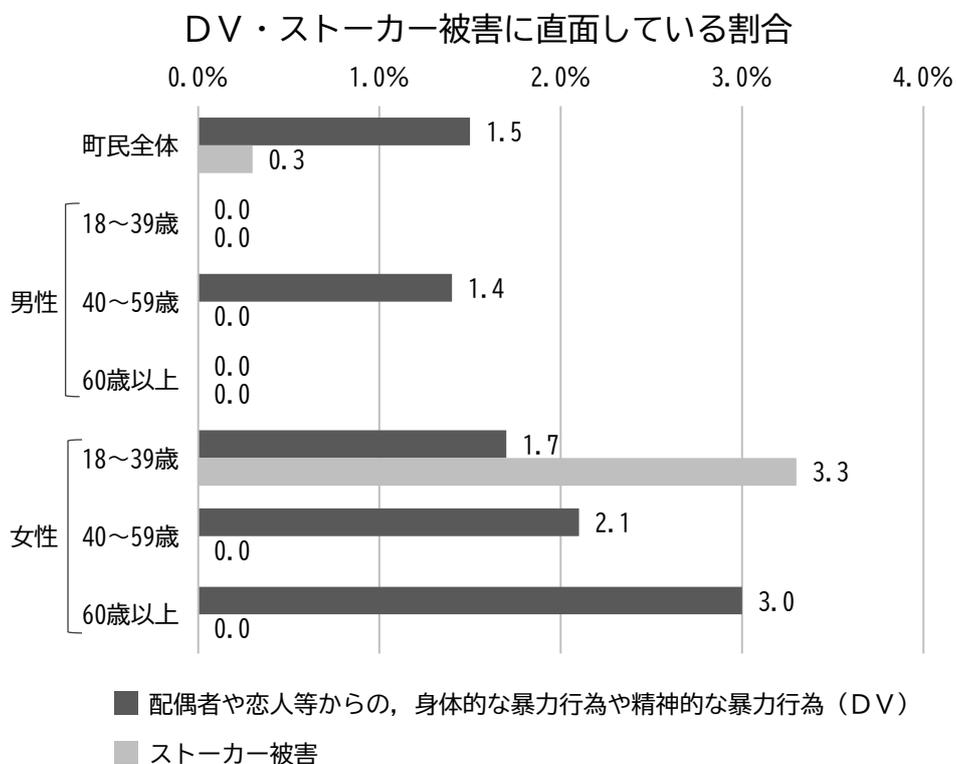
現状・課題



○DVに直面している割合は1.5%で、暴力の根絶に向けた取組と並行して暴力の被害に対する支援体制を整備することが求められます。

アンケート調査の結果によると、配偶者や恋人等からの、身体的な暴力行為や精神的な暴力行為（DV）に直面している割合は1.5%と根絶には至っておらず、多くが女性となっています。また、ストーカー被害に直面している割合は0.3%と全体では低いものの、18～39歳の女性に集中しています。

こうした暴力や、暴力につながる状況に直面する人を支援するための体制整備が求められます。



○被害者を一時的に保護する施設（シェルター）や相談窓口、自立支援の充実が求められています。

アンケート調査の結果によると、配偶者や恋人等のパートナーからの暴力防止や被害を受けた方を支援するために必要だと思う取組として、「被害者を一時的に保護する施設（シェルター）を増やす」「相談窓口を増やすなど相談しやすい条件整備をする」が全体で5割台と多くなっています。また、18～39歳の女性では「被害者に対する自立支援（子どもの教育、住宅の確保、就労支援等）を行う」が58.3%と最も多くなっています。

具体的取組

- ・あらゆる暴力の被害に対して、的確な相談ができるよう情報の収集に努め、被害者が安心して相談できるよう体制を整えます。また、茨城県等の被害者支援ネットワークにつなぐ等、被害者の安全を最優先に考えた支援に努めます。
- ・ドメスティック・バイオレンスの問題を抱えている家庭においては、児童虐待のリスクも高いことから、保健・医療・教育等の関係機関と連携を図りながら、児童虐待の防止や早期発見・早期対応を推進します。

取組名	取組内容	担当課
ドメスティック・バイオレンスに関する相談体制の強化	関係課との連携により相談窓口の体制強化を図るとともに、問題解決に向けた質の高い相談や情報提供ができるよう人材育成を図ります。また、被害者情報の漏えいに留意し、秘密を厳守します。	福祉課 政策企画課
ドメスティック・バイオレンス被害者への支援	茨城県等の関係機関との連携を強化することにより、緊急的・一時的な保護・支援を行います。また、加害者に対する被害者等の住民情報の閲覧制限等、被害者を守るための支援措置を行います。	福祉課 住民課
児童虐待の早期発見・早期対応	要保護児童対策地域協議会及び関係機関と連携しながら、虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努め、よりよい育児環境づくりを図ります。	子育て支援課

基本目標2 困難な状況にある方への支援に男女共同参画の視点から取り組みます

施策2-3
多様化する困難に対する支援体制の整備

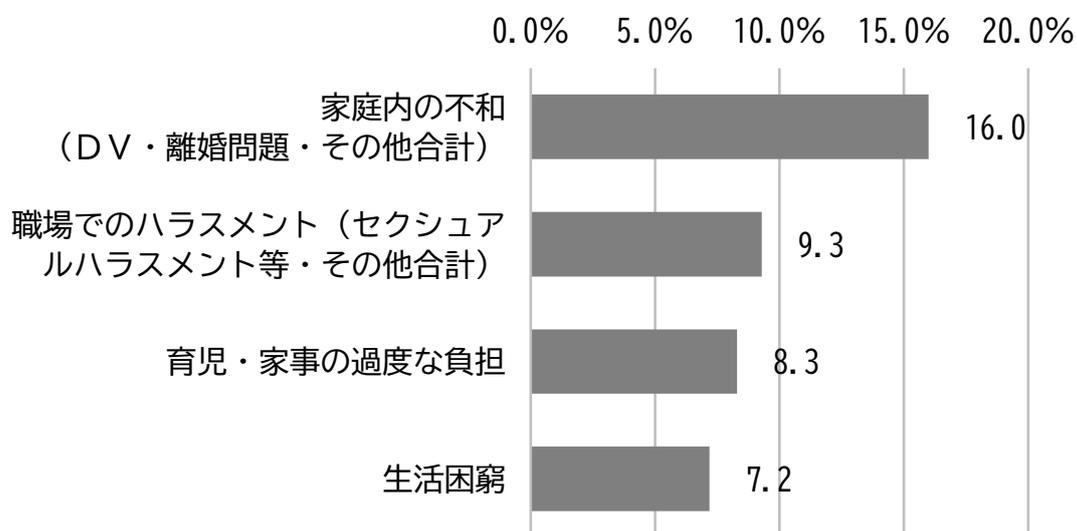
現状・課題



○社会課題が多様化する中で、相談窓口に関する周知を行いながら、支援体制の充実に努めることが求められています。

アンケート調査の結果によると、直面したことがある困難として、「育児・家事の過度な負担」「生活困窮」「家庭内の不和」「職場でのハラスメント」はいずれも5%を超えており、これらの近年、社会問題となっている課題に対して、相談窓口に関する周知や支援体制の充実に努めることが求められています。

直面したことがある困難

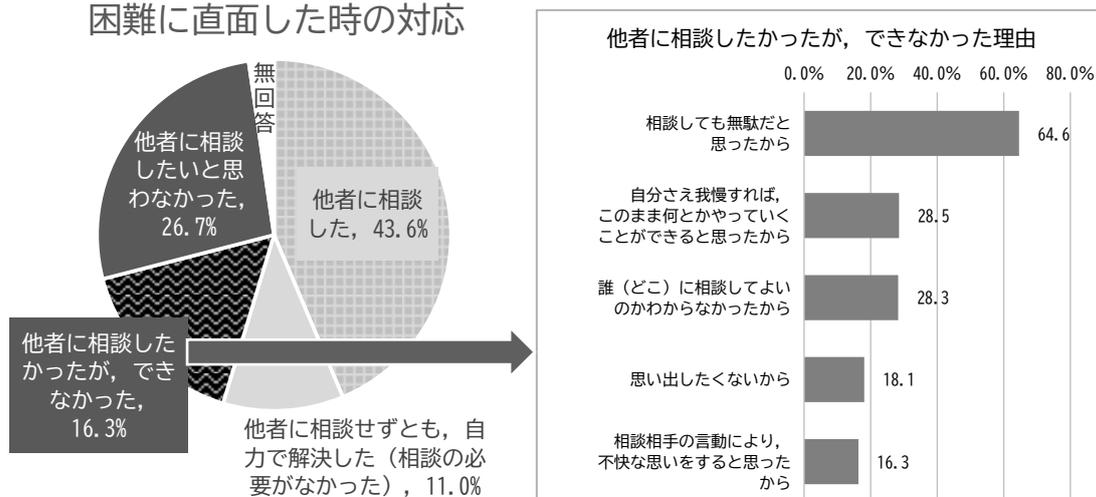


○困難な状況への対策として、相談支援に関する情報提供に取り組むことが求められます。

アンケート調査の結果によると、困難な状況に直面した時に「他者に相談したかったが、できなかった」割合は、全体で16.3%となっています。

その理由として、「相談しても無駄だと思ったから」が64.6%、「自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思ったから」「誰（どこ）に相談してよいのかわからなかったから」が約3割となっており、相談支援に関する情報提供が求められています。

困難に直面した時の対応



具体的取組

・社会課題が多様化し、特に女性において深刻化しやすい家庭や社会の問題がみられる中で、相談支援を充実させ、人権や多様性が尊重される町の実現に取り組みます。

取組名	取組内容	担当課
無料法律相談の実施	予約制により弁護士による相談を行います。	福祉課
人権相談の実施	人権問題等で困っている方を対象に相談窓口を開設し、人権擁護委員による人権相談を行います。	住民課
相談窓口の周知	茨城県で実施している、家庭の不和や人間関係等の相談支援及び、ダイバーシティに関する様々な心の悩みごとの相談支援に関する周知を行います。	政策企画課
性の多様性に関する啓発	LGBTQ等、性の多様性・ダイバーシティに関する理解を促進するための情報提供や啓発を行います。	政策企画課 福祉課
外国人への情報提供の充実	外国人住民の利便性の向上を目的として、外国語版町公式ホームページを充実させ、生活や防災情報等を提供します。	総務課 生涯学習課
国際交流に関する活動支援	ボランティア団体の支援等を通じて、地域における国際交流や文化の相互理解を促進し、外国人住民と共生する地域づくりを進めます。	生涯学習課

第4章 計画の内容

基本目標2 困難な状況にある方への支援に男女共同参画の視点から取り組みます

施策2-4 こころの健康づくり

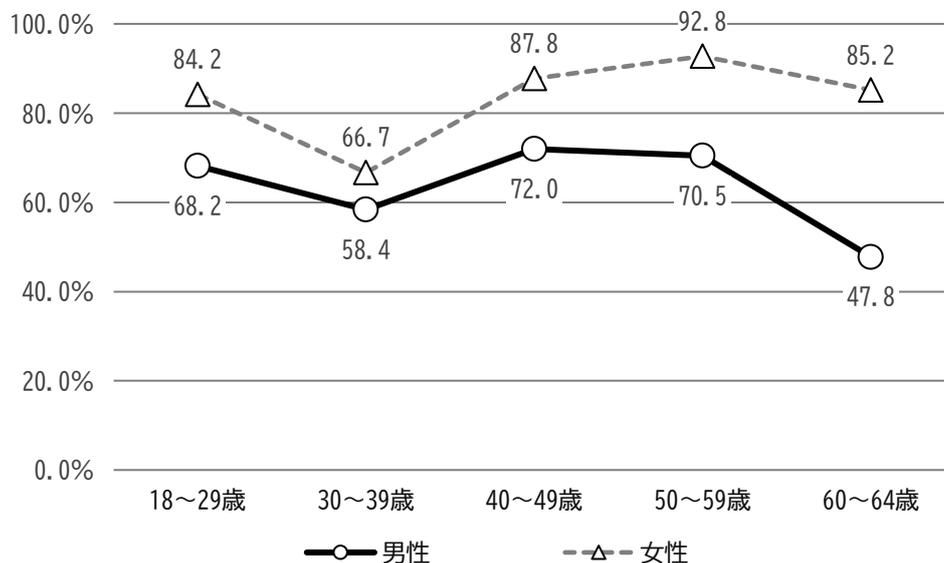
現状・課題



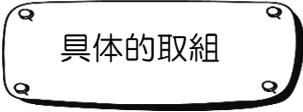
○男女共同参画の視点をもちながら、こころの健康づくりに取り組んでいくことが求められています。

アンケート調査（※健康とね21の策定に向けたアンケート・2024年（令和6年））の結果によると、不満・悩み・ストレスなどを感じている割合は、特に女性で高くなっており、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの視点から、こころの健康づくりや十分な休養の確保に向けた取組を進めていくことが求められています。

不満・悩み・ストレスなどを感じている割合



また、全国の小中高生の自殺者数（資料：厚生労働省・警察庁「令和5年中における自殺の状況」）や、不登校児童・生徒数（資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）はいずれも増加傾向にあり、学校においても不安をかかえる児童生徒へのケアに努めていくことが求められています。


 具体的取組

- ・不安や悩みに対する相談体制，精神面のケアを充実するとともに，啓発活動を行うことで，こころの健康づくりや自殺対策を推進します。

取組名	取組内容	担当課
こころの健康づくりの推進	精神保健相談やこころの健康づくり講演会を実施します。また，自殺予防を目的としたゲートキーパー研修会の実施やこころの健康づくりカレンダーの作成及びメンタルヘルスチェック「こころの体温計」の活用を推進します。	保健福祉センター
児童生徒の教育相談の実施	教育相談員やスクールソーシャルワーカーを配置し，不安や悩みをもつ児童生徒の心のケアを図ります。	指導課

基本目標2 困難な状況にある方への支援に男女共同参画の視点から取り組みます

施策2-5
困難を抱える方への福祉支援

現状・課題

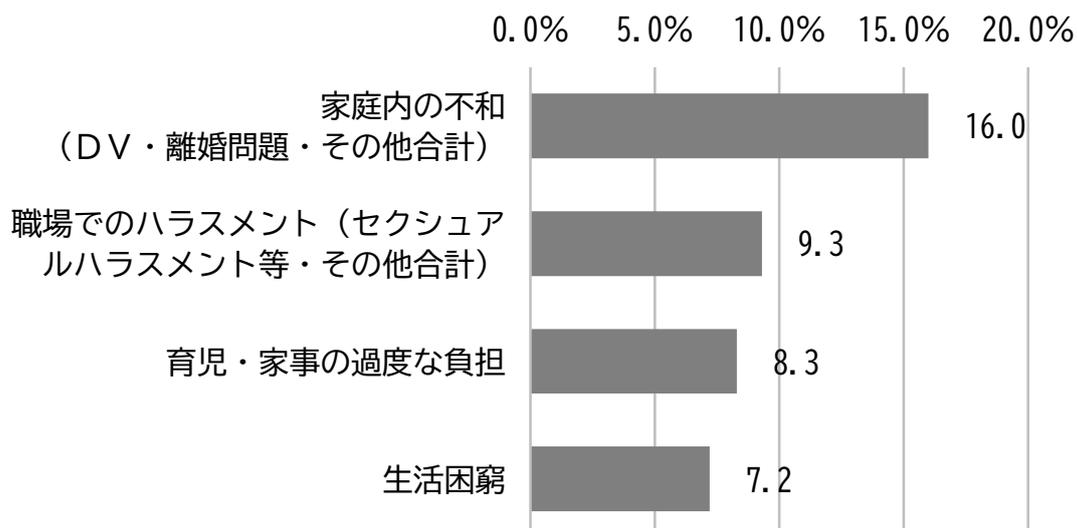


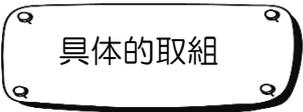
○町民が抱える課題が多様化するなかで、男女共同参画の視点をもって福祉分野の施策に取り組むことが求められています。

アンケート調査の結果によると、直面したことがある困難として「育児・家事の過度な負担」「生活困窮」「家庭内の不和」「職場でのハラスメント」が挙げられていますが、これらの課題の解決や、被害者の支援にあたっては福祉的な支援が必要になるケースも多いと考えられます。

多様化する困難に対して、男女共同参画の視点をもって福祉分野の施策に取り組むことが求められています。

直面したことがある困難（再掲）




 具体的取組

- ・高齢福祉，障がい福祉，地域福祉等，困難な状況に対応するための福祉分野の施策を，男女共同参画の視点をもって取り組みます。

取組名	取組内容	担当課
障がい者への相談体制の充実	障がい者が家庭や地域社会の中で安心して生活できるよう，窓口や地域活動支援センターにおける相談支援のほか，身体障害者相談員や知的障害者相談員等によるピアカウンセリングを実施します。また，福祉サービス利用者全員に利用計画書を作成し，安心して福祉サービスが受けられる体制を整えます。	福祉課
自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進	町内小中学校に通う特別な支援を必要とする児童生徒に対し，サポートを行う特別支援教育支援員を配置することにより，個々の特別な支援を必要とする児童生徒に応じた適切な教育を実施します。	指導課
介護家族への支援	介護者の身体的・精神的負担を軽減できるよう「介護者のつどい」や介護講演会を実施するとともに，徘徊高齢者家族支援サービスによる支援を行うことで，介護と就労・家庭生活との両立を図ります。	福祉課
生活困窮者の相談窓口の設置	生活困窮者が，自立した生活ができるよう利根町社会福祉協議会に相談窓口を設置し，相談内容に応じた各種支援につなげます。	福祉課
児童扶養手当・ひとり親家庭への支援制度に関する情報提供	ひとり親家庭に対し，経済的負担の軽減を図るため，児童扶養手当や各種支援制度の周知と活用促進に努めます。	子育て支援課
要・準要保護児童生徒就学援助	経済的な理由により利根町立小中学校での教育費の負担が困難な保護者に対し補助を行います。	学校教育課
ひとり親家庭への医療費の助成	ひとり親家庭の母子又は父子の方を対象に，所得が基準額以下の場合に，子が18歳になる年度の末日まで（重度障がいの場合及び高校在学の場合は子が20歳になる年度の末日まで）医療費の一部を助成します。	保険年金課